

第3回佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務
公募型プロポーザル選定委員会 議事概要

1 日時

令和5年6月28日(水) 午前10時から午前11時20分まで

2 場所

南千里庁舎 3階会議室

3 出席者

委員:理事(地域整備担当)(委員長)、土木部長、税務部次長、都市計画部次長、下水道部次長
事務局:地域整備推進室職員

4 案件

- (1) 経過報告について
- (2) 進め方、審査・選定方法について
- (3) 佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務公募型プロポーザル実施の第2次審査について
- (4) 佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務公募型プロポーザル実施の最優秀提案事業者の選定について

5 議事概要

- (1) 事務局が出席者数の確認(委員5名中5名出席)を行い、佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領第5条第2項に定める定足数を満たし、本会議が成立していることを確認した。
- (2) 事務局が報告資料に基づき、経過と進め方、審査・選定方法について報告をした。
- (3) 委員が第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、採点を行った。
ヒアリングについては、下表のとおりである。
- (4) 事務局が集計し、選定委員が集計結果を確認し、最優秀提案事業者の選定を行った。

表. 第3回選定委員会のヒアリングについて

委員からの質問	提案事業者の回答
本市の事業と同様の他市事例と苦勞したことは。	星田駅北地区と岸和田市丘陵地区が類似事例である。星田駅北地区では、農地と事業所と住宅が点在している場所であり、駅前であったことから減歩率の高い地区である。また岸和田市丘陵地区は丘陵地であり地形が類似し、その地区も減歩率が高く、両地区とも地権者との折衝に苦勞した。
地権者から急な協議や要望等があった場合に現地までどのくらいの時間がかかるのか。	現場には会社から1時間もあれば到着できる。
技術提案に、必要に応じて担当者が対応と記載しているがどのような意味か。	必要に応じてとは、地権者対応等について吹田市が複雑・困難と判断され、依頼があれば対応する。
工程計画表の令和7年度と令和10年度に事業計画変更とあるのと令和8年度のみ審査委員会委員選挙とあるがどのような理由か。	事業計画変更は、令和7年度と令和10年度に事業が大きく推進すると考えており、その時期にあわせて事業計画の見直しをした方がよいと考えるため。令和8年度の審査委員会委員選挙は、委員任期5年であり、令和3年度に審査委員会委員選挙をし、5年後に再度選挙を行うため。
8年にわたる長期の契約であり、その間には貴社の人事異動があると考えますが、引継等の考えは。	弊社は、大きくない企業であり全国規模でもないため、人事異動はなく、各担当者は事業最後まで付き合うものである。貴市の人事異動についても、前任者と後任者の引継が課題になることから、情報共有、データ管理が重要である。
提案書に他地区との連携による搬出土の確保とあるが、土の搬出先の提案をすることか。	他市だけでなく、組合施行もしており、ゼネコンとの関わりがあるため、搬出土の引取りが可能性のあるところを紹介できる。
この事業は、環境影響評価を行っており、みどりの創出や生物多様性への意見があるため、この地区への環境への考えを聞きたい。	環境影響への配慮として、生物多様性や排気ガス、騒音などが考えられる。今後、必要に応じて、先進都市等の事例を紹介し、進め方や対応方策など市と一緒に検討していく。
地域への還元につながる付帯地の活用を提案されているが、管理負担等も考えなければならない。具体的な事例はあるのか。	エリアマネジメントにより、まちや地元が維持管理することが根付きつつある。近隣にお住まいの方が大事であり、事業者がエリアマネジメント組織を立ち上げてもらい維持管理をすることもある。

	一般市民が維持管理することは、ハードルが高いと考える。
土の搬出先は公共事業だけでなく、民間事業も含めて提案していただけるのか。	そのとおりである。